

日本銀行金融機構局金融高度化センター
ITを活用した金融の高度化に関するワークショップ
第6回「法人IDとデータの活用」



ISO/TC68とLegal Entity Identifier (LEI) — 国際規格: ISO 17442を中心に —

2015年5月13日

日本銀行 金融研究所
ISO/TC68 国内委員会事務局
紅林 孝彰

※本資料の内容や意見は、報告者個人に属し、日本銀行や金融研究所の正式見解を示すものではありません。



1. ISO/TC68

ISO/TC68



- 国際標準化機構 (International Organization for Standardization: ISO) は、1947年設立の非政府組織 (本部: ジュネーブ)。
 - 166か国の代表的な標準化機関が参加しており、わが国からは、日本工業標準調査会 (JISC) が1952年に加入。
- ISOには、分野毎に専門委員会 (TC: Technical Committee) が設置されている。このうち、金融サービス分野専門委員会 (TC68) について、JISCからの委任を受け、日本銀行金融研究所が国内委員会事務局として活動。
 - TC68の下には、3つの分科委員会 (Sub Committee: SC) が設置されている。

	主な国際規格	国内事務局
TC68	・金融業務用通信メッセージ (ISO20022) ・取引主体識別子 (LEI) (ISO 17442)	日本銀行
	SC2 (ITセキュリティ) ・PIN (個人識別番号) 管理とセキュリティ ・金融サービスにおける公開鍵証明書の管理 ・情報セキュリティガイドライン	日本銀行
	SC4 (証券業務) ・証券取引用通信メッセージ (ISO15022) ・証券識別コード (ISIN) ・事業体識別コード (IBEI)	日本証券業協会
	SC7 (銀行業務) ・通貨コード ・企業識別コード (BIC) ・銀行口座コード (IBAN)	日本銀行

ISO/TC68 国内委員会



(メンバー構成) 委員長:松本勉 横浜国立大学大学院教授 (名)

銀行	証券	行政機関	IT業界	学界	合計
20	5	3	60	6	94

(事務局の活動)

- 国際標準化を巡る動向をフォローし、メンバーに情報還元。
 - 年に2回、定例会合を開催。
 - このほか、ISO20022についての勉強会の開催や、ISO/TC68関連国際規格を紹介する資料の国内委員会ホームページへの掲載などにより、関連規格に関する知識の普及を図っている。
- 国内エキスパートと緊密に意見交換を行いながら、国際規格の開発に係るわが国としての意見を集約。それらが採用されるよう、会議や投票を通じて国際的な働きかけを積極的に実施。
 - 2014年度の投票案件33件。



2. Legal Entity Identifier (LEI)

LEIとは

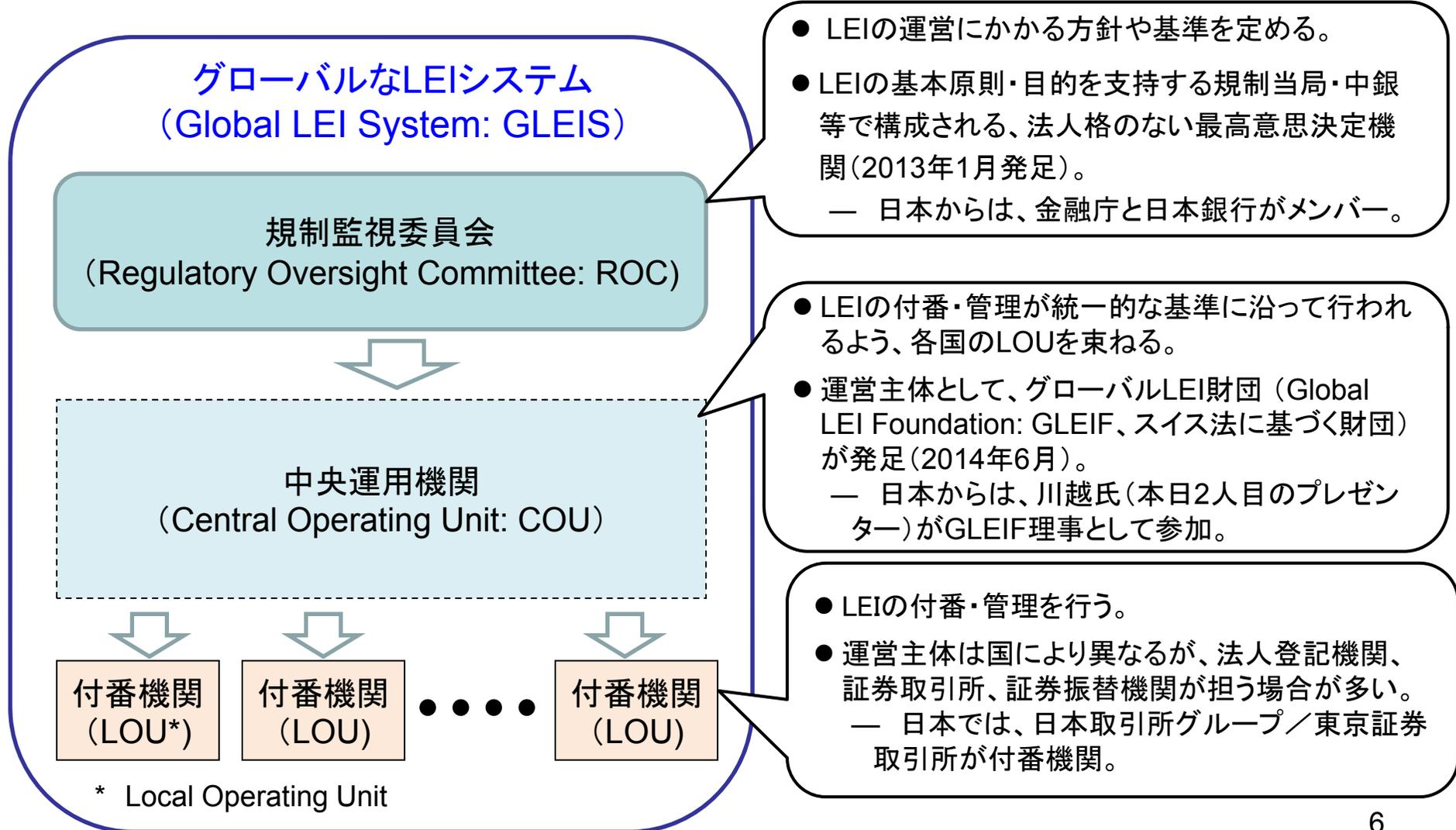


- **国際規格:ISO 17442(2012年6月に発行)で定義**されている、金融取引主体を特定するための識別子(Legal Entity Identifier <LEI>)。
- LEIと、LEIに紐づけられて記録される付随情報(企業名、住所等)は公表されており、自由に利用することができる。
- G20は、店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関(TR)への報告で合意しており、欧米では、LEIを付した取引報告が義務付けられている。
 - 店頭デリバティブ取引に限らず、リスクの把握や決済の効率化等に活用の可能性。
- リーマンショック時、店頭デリバティブ取引の状況をマクロに把握できなかったことが危機を拡大させたとの反省に基づき、金融取引の透明性向上・金融取引情報の包括的な把握のためにその導入が提唱された。
 - ISO/TC68が国際規格(ISO 17442)を開発。
 - FSBおよびLEI規制監視委員会(ROC、後述)が、これに準拠する形でLEIのコード構成の詳細や付随情報の登録フォーマットを決定。

グローバルなLEIシステムの枠組み



- 国際的な統一基準を設定しつつも、ローカルな運用も可能とする「連邦型」モデル。



LEIのコード構成と付随情報



■ ISO 17442では、以下を定義。

➤ LEIを取得可能な主体

- 金融取引を行うことについて法的または金融上の責任を有する、あるいは独立して契約を結ぶ法的権利を有するunique partiesを含むが、これに限らない。
- 自然人は除く。

➤ LEIは、18桁の英数字＋2桁の数字(チェック・デジット)で構成される。

➤ チェック・デジット*の計算方法。

* システムトラブル等によってコードが不正に変更されていないかをチェックするためのもの。

➤ LEIに紐付けて、以下の付随情報が登録される。

正式名称	(可能な場合には)登記所名と登記番号
本店所在地	登記上の所在地
LEI指定日	付随情報の最終更新日
失効日と失効理由(該当する場合)	承継会社(該当する場合)

LEIのコード構成と付随情報(続)



- FSB Implementation Groupが、LEIのコード構成を決定(2012年10月)
 - 1-4桁 (LOU identifier) … 付番を行ったLOUを特定する4桁コード。
 - 5-6桁 (Reserved Characters) … 予備の2桁コード(“00”)。
 - 7-18桁 (Entity Identifier) … 取引主体を特定する12桁コード。

※ 2012年10月以前に発行されたLEIは、こうしたコード構成に従っていない。

- 規制監視委員会(ROC)が、ISO 17442に記述されている項目を拡張する形で付随情報の登録フォーマットを決定(2014年6月)。

正式名称	(可能な場合には)登記所名と登記番号
本店所在地	登記上の所在地
LEI指定日	付随情報の最終更新日
失効日と失効理由(該当する場合)	承継会社(該当する場合)
組織形態(任意)	会社ステータス(有効または無効)
LEIを管理するLOU	付随情報の次回更新予定日 など

} ISO 17442で規定されている項目

LEIの例



トヨタ自動車株式会社の詳細情報

登録状況	有効	本店所在地	住所 1	トヨタ町1番地	管理LOU	名称	JPX/TSE
正式名称	トヨタ自動車株式会社		住所 2			LEI	353800279ADEFKNTV65
通称	Toyota Motor Corporation		住所 3		承継会社		
LEI	5493006W3QUS5LMH6R84		住所 4		承継会社LEI		
移管元LOU	GMEI Utility	市区町村	豊田市	関連する会社	組織形態		
組織形態	株式会社	都道府県	愛知県			LEI	
登記上の所在地	国	Japan(JP)	郵便番号		471-8571	名称	
	住所 1	トヨタ町1番地	Address Line 1		1 Toyota-cho	LEI指定日	2013-11-13 00:00:00 UTC
	住所 2		Address Line 2		付随情報の最終更新日	2014-10-31 06:00:03 UTC	
	住所 3		Address Line 3		次回更新日	2015-11-13 00:00:00 UTC	
	住所 4		Address Line 4		失効日		
	市区町村	豊田市	City	Toyota	失効理由		
	都道府県	愛知県	Region (Prefecture)	Aichi			
	郵便番号	471-8571	Country	Japan(JP)			
登記上の所在地 (英文表記)	Address Line 1	1 Toyota-cho	Post Code	471-8571	設立国	Japan(JP)	
	Address Line 2		登記	登記の種類	登記番号		
	Address Line 3		登記	登記番号	1803-01-018771	最終親会社	
	Address Line 4		最終親会社 (英文表記)		最終親会社のLEI		
	City	Toyota	会社ステータス	有効			
	Region (Prefecture)	Aichi					
	Country	Japan(JP)					
	Post Code	471-8571					

(出所) 日本取引所グループ / 東京証券取引所ウェブサイト

現在進められている取組み



- ISO/TC68では、組織形態 (Entity Legal Form) の国際規格を開発中。
 - 組織形態の分類を定義・コード化し、その管理手続を含めて規格化するもの。
 - ※ LEIの付随情報に関する現在のフォーマットでは、組織形態は任意項目となっており、各LOUが自由に利用している。
 - 組織形態に関する情報が標準化されたコードとしてLEIに紐付けられることは、債務不履行がもたらす影響やリスクの捕捉に役立つと期待されるほか、名称のみでは識別が困難な互いに類似した法人を識別するうえでも有用。
 - 標準化されたコードは、LEIの付随情報での利用に止まらず、金融サービス分野で幅広く活用されることが期待されている。

- ROCでは、LEI保有主体の直接親会社および最終親会社に関する情報収集の枠組みを検討中。
 - 市中協議を経て、2015年末頃に情報収集が開始される予定。
 - これにより、金融取引主体間の関係をより把握しやくすくなることが期待される。

(参考) LEIの導入経緯



	ISO/TC68	FSB、ROC
2011年4月	LEIを検討するワーキング・グループを組成	
2011年11月		G20がFSBに対し、LEIのガバナンスの枠組みに関する提言を取り纏めるよう要請(カンヌ・サミット)
2012年6月	ISO 17442を発行	LEIのガバナンスを担う「グローバルなLEIシステム」(GLEIS)の枠組みを決定
2012年10月		LEIのコード構成の詳細を決定
2013年1月		GLEISの一部である規制監視員会(ROC)が発足
2014年6月		ROCが付随情報の登録フォーマットを決定
2015年1月	組織形態のコード化を検討するワーキング・グループを組成	



ご清聴ありがとうございました。

ISO/TC68国内委員会事務局

E-mail : iso-tc68@boj.or.jp